

就労継続支援 A 型の基本報酬におけるスコア方式について

※変更部分は下線部

I 労働時間	(評価要素)	
1 日の平均労働時間の状況	・ 1 日の平均労働時間	
(評価の視点)		
「1 日の平均労働時間」が長いほど、利用者の賃金増加につながることや、支援コストがかかると考えられるため、「1 日の平均労働時間」により評価。		
(評価方法)		
前年度において、雇用契約を締結していた利用者※の労働時間の合計数を当該利用者の合計数で除して算出した事業所における 1 日当たりの平均労働時間数によって 8 段階の評価を行う。		
【現行】		
7 時間以上	: <u>80 点</u>	4 時間以上 4 時間 30 分未満 : 40 点
6 時間以上 7 時間未満	: <u>70 点</u>	3 時間以上 4 時間未満 : 30 点
5 時間以上 6 時間未満	: <u>55 点</u>	2 時間以上 3 時間未満 : 20 点
4 時間 30 分以上 5 時間未満	: <u>45 点</u>	2 時間未満 : 5 点
【見直し後】		
7 時間以上	: <u>90 点</u>	4 時間以上 4 時間 30 分未満 : 40 点
6 時間以上 7 時間未満	: <u>80 点</u>	3 時間以上 4 時間未満 : 30 点
5 時間以上 6 時間未満	: <u>65 点</u>	2 時間以上 3 時間未満 : 20 点
4 時間 30 分以上 5 時間未満	: <u>55 点</u>	2 時間未満 : 5 点
※ 通常の事業所に雇用されている利用者であって、一時的に就労継続支援 A 型を利用している者は除く。		

Ⅱ 生産活動	(評価要素)
生産活動収支の状況	・ 前年度、前々年度及び前々々年度における生産活動収支の状況
(評価の視点)	
生産活動収支の状況が健全であることは、利用者の賃金確保、水準にも大きく影響することから、事業所の生産活動収支の状況に基づき評価を行う。	
(評価方法)	
【現行】	
前年度及び前々年度の各年度において生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額（以下、生産活動収支という。）が、利用者に支払う賃金の総額以上であるかによって4段階評価の評価。	
前年度及び前々年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額以上である。	： 40 点
前年度の前年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額以上である。	： 25 点
前年度の前年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額未満である。	： 20 点
前年度及び前々年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額未満である。	： 5 点
【見直し後】	
前年度、前々年度及び前々々年度において生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額（以下、生産活動収支という。）が、利用者に支払う賃金の総額以上であるかによって6段階評価の評価。	
前年度、前々年度及び前々々年度における生産活動収支がそれぞれ当該年度に利用者に支払う賃金の総額以上である	： <u>60 点</u>
前年度及び前々年度の前年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額以上である。	： <u>50 点</u>
前年度の前年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額以上である。	： <u>40 点</u>
前年度の前年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額未満である。	： <u>20 点</u>
前年度及び前々年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額未満である。	： <u>-10 点</u>
前年度、前々年度及び前々々年度における生産活動収支が利用者に支払う賃金の総額未満である	： <u>-20 点</u>

Ⅲ 多様な働き方	(評価要素) ① 免許及び資格の取得の促進並びに検定の受験の勧奨に関する事項 ② 当該就労継続支援A型事業所の利用者を、職員（利用者を除く）として登用する制度に係る試験等の手続、対象者の要件及び採用時期に関する事項 ③ 在宅勤務に係る労働条件及び服務規律に関する事項 ④ フレックスタイム制に係る労働条件に関する事項 ⑤ 1日の所定労働時間を短縮するに当たり必要な労働条件に関する事項 ⑥ 早出遅出勤務に係る労働条件に関する事項 ⑦ 時間を単位として有給休暇を付与又は計画付与制度の取得に関する事項 ⑧ 従業者が私的に負傷し、又は疾病にかかった場合の療養のための休暇の取得に関する事項
多様な働き方に係る制度整備状況	
(評価の視点) 利用者の多様な働き方のニーズに対応できるかどうかは就労の機会の提供の観点で重要であることから、多様な働き方を実現できる制度の整備状況により評価を行う。	
(評価方法) 【現行】 <u>任意の5項目について規程等（就業規則その他これに準ずるものに限る。）で定めており、前年度において雇用契約を締結していた利用者の希望により当該5項目に係る制度を活用した実績があった場合に、各項目ごとに評価値を2（実績がない場合は1）として評価（最大10）した上で、その合計に応じて以下3段階の評価。</u> 8以上の場合：35点 6又は7の場合：25点 1以上5以下の場合：15点 【見直し後】 <u>評価項目について規程等（就業規則その他これに準ずるものに限る。）で定めている場合、1項目につき1点の評価とした上で、その合計に応じて以下3段階の評価。</u> 5点以上の場合：15点 3点又は4点の場合：5点 2点以下の場合：0点	

IV 支援力向上	<p style="text-align: center;">(評価要素)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 職員の研修に関する計画に基づく障害者雇用、障害者福祉その他障害者就労に関する外部研修会等の参加又は外部講師による内部研修会の開催状況 ② 外部研修会等への講師派遣、学会等での研究発表又は実践報告の実施状況 ③ 障害者就労に係る先進的な取組を行う他の事業所等への視察若しくは実習への参加又は他の事業所等からの視察等の受入状況 ④ 販路拡大、事業拡大等に向けた展示会への出展、商談会への参加その他生産活動収益の増加に資するビジネスマッチングに係る取組の実施状況 ⑤ 昇給、昇格と連動した人事評価制度の整備状況 ⑥ 障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修の修了し、利用者の就労又は生産活動等の支援を実施するピアサポートの配置状況 ⑦ 前年度末日から過去3年以内の福祉サービス第三者評価の受審状況 ⑧ 国際標準化機構が制定したマネジメントシステム規格等の認証取得又は更新審査等の受審状況
安心な職場環境の基礎となる支援力向上の取組	<p>(評価の視点)</p> <p>職員が常に仕事に対して意欲的に臨めるようなキャリアアップの機会を組織として提供し、第三者の評価を踏まえて、支援環境の整備につとめることは、基礎となる職員の支援力を高め、利用者に対する支援の質の向上に繋がることから、支援力向上に係る取組の実施状況により評価を行う。</p>
<p>(評価方法)</p> <p>【現行】</p> <p>任意の5項目について、各項目の取組実績に応じて別に定める算定方法に従い評価値として各1～2として評価(最大10)した上で、その合計に応じて以下3段階の評価。</p> <p>8以上の場合：35点 6又は7の場合：25点 1以上5以下の場合：15点</p> <p>【見直し後】</p> <p>各項目の取組実績に応じて1項目につき1点の評価とした上で、その合計に応じて以下3段階の評価。</p> <p>5点以上の場合：15点 3点又は4点の場合：5点 2点以下の場合：0点</p>	

※ Vについては変更なし

V 地域連携活動	<p style="text-align: center;">(評価要素)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地元企業と連携した高付加価値の商品開発や販売の取組の有無 ・ 施設外就労による地域での働く場の確保等地域と連携した事業や取組
地域連携活動の実施状況	<p>(評価の視点)</p> <p>事業所がその事業を展開する中で、利用者と地域との接点や関係を作り、地域での利用者の活躍の場を広げていくことは、利用者がそこで暮らし、自立した生活を実現していく上でも大切なことから、事業所における地域と連携した事業や取組(地域連携活動)の実施状況により評価を行う。</p>
<p>(評価方法)</p> <p>前年度に実施した地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労による地域での働く場の確保等地域と連携した取組について、当該取組をまとめた報告書を作成し、インターネットの利用その他の方法により公表するとともに、当該報告書において連携先である地元企業等から当該取組が地域連携活動である旨の意見又は評価が付されていることをもって評価する。</p> <p>1事例以上ある場合 : 10点</p>	

VI 経営改善計画【新規】	(評価要素)
経営改善計画の作成状況	・ <u>経営改善計画の作成及び提出の有無</u>
<p>(評価の視点)</p> <p><u>指定基準に従った適切な事業運営を行うことは、障害福祉サービス提供事業所として必須事項であり、利用者の賃金確保、水準にも大きく影響することから、事業所の経営改善計画の作成状況に基づき、スコアの減算方式を導入し、評価。</u></p>	
<p>(評価方法)</p> <p>【新規】</p> <p><u>経営改善計画の作成状況に基づき評価。</u></p> <p>経営改善計画を提出期限までに未提出の場合 -50点</p>	

VII 利用者の知識・能力の向上【新規】	(評価要素)
利用者の知識及び能力の向上に向けた取組の状況	・ <u>利用者の知識及び能力の向上のための支援の取組状況により評価</u>
<p>(評価の視点)</p> <p><u>事業所が利用者の知識及び能力の向上を図ることは、利用者の一般就労に向けた意欲の創出や利用者の社会参加において、重要な取組であることから、その取組状況を評価する。</u></p>	
<p>(評価方法)</p> <p>【新規】</p> <p><u>前年度において、就労継続支援A型事業所等が利用者の知識及び能力の向上に向けた支援を行い、当該支援の具体的な内容を記載した報告書を作成し、インターネットの利用その他の方法により公表していることをもって評価する。</u></p> <p>取組が1以上ある場合 : 10点</p>	

【現行】

項目	点数	
I 労働時間	5点 ~ 80点	
II 生産活動	5点 ~ 40点	
III 多様な働き方	0点 ~ 35点	
IV 支援力向上のための取組	0点 ~ 35点	
V 地域連携活動	0点 ~ 10点	

【見直し後】

項目	点数	
I 労働時間	5点 ~ 90点	
II 生産活動	-20点 ~ 60点	
III 多様な働き方	0点 ~ 15点	
IV 支援力向上	0点 ~ 15点	
V 地域連携活動	0点 ~ 10点	
VI 経営改善計画【新規】	-50点 ~ 0点	
VII 利用者の知識・能力の向上【新規】	0点 ~ 10点	